

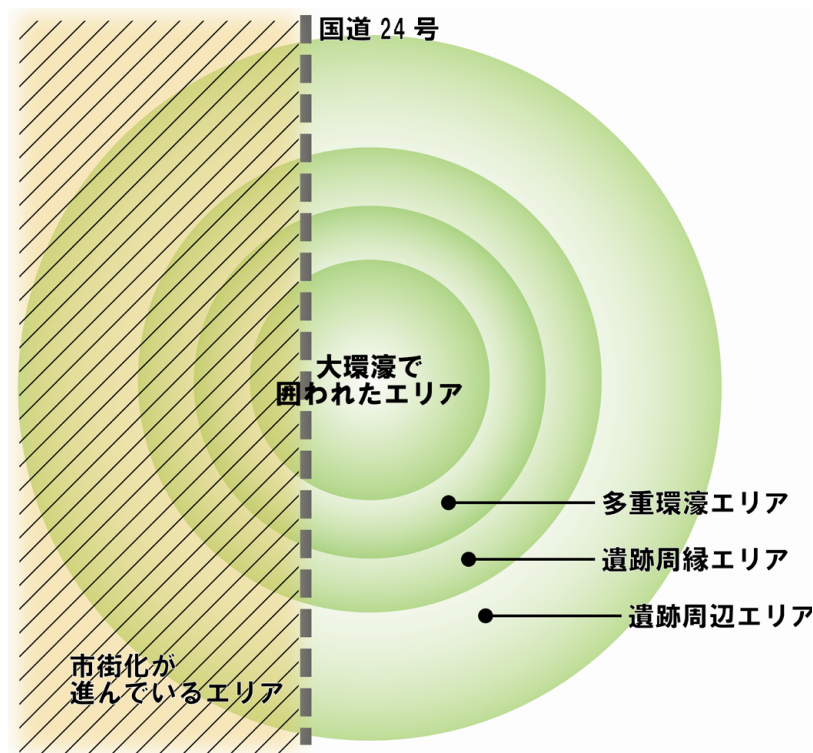
第5章 遺跡の保存と管理

1. 保存・管理の基本方針

(1) 保存・管理の基本方針

遺構の密度と現状を考慮した保存管理

- ・ 唐古・鍵遺跡は、集落の中心部を取り囲む大環濠と、その周囲の多重環濠から構成されている。これらを含む遺跡エリアとその周縁部、さらにはその周囲に広がるエリアと、中心部から周辺部に従って遺構の密度が変化する。遺跡エリアでは、すでに史跡指定がなされているエリアから市街化が進んでいるエリアまで、現在さまざまな状況にある。
- ・ このため、遺構の密度による重要度に配慮しつつ、それぞれのエリアの状況に応じて、実現性のある保存管理計画を策定する。
- ・ 唐古・鍵遺跡の全体像を把握するには、公園の整備区域だけでは十分でなく、遺跡の領域を示す環濠を可視化していくことが最も効果的である。また、史跡指定地周辺の追加指定による保存策についても検討する。
- ・ 唐古・鍵遺跡にとって東方の山並みへの景観は重要であり、弥生の風景の再現を志向した公園整備にとっても同様である。このため、特に東側に広がる田園景観の保全対策を講じていくことが重要となる。
- ・ このほか西側の市街化区域についても、遺跡にふさわしい景観としての方策を検討する。



第5-1図 保存管理のエリア区分概念図

(2) 史跡指定地内の保存管理

a. 基本的な考え方

唐古・鍵遺跡は基本的には弥生時代から近世までの複合遺跡であり、時代ごとに重層的に構成されている。このことから、各時代の遺跡（遺構）内容を考慮して取扱方針を決めていく必要がある。

第5-1表 史跡の構成要素と保存方法

史跡の構成要素			保存方法
時 代	内 容	状 態	
弥生時代～古墳時代前期	集落	埋没	盛土により保存 ただし、弥生集落の内容確認調査による場合は、中世～古墳時代に至る遺構の一部は、内容により削平を受ける場合がある
古墳時代	古墳群		
古代～中世	居館 耕作地（素掘り小溝群）		
近世	溜池	露出	現状のまま保存 ただし、池の堤防の外側斜面は盛土により保存
近代	戦争遺構（高射砲台座跡）		

b. 公園整備される区域の保存管理

整備される構造物（建築、公園施設）や電気設備、給排水設備等の地下埋設管については、基礎構造を保護盛土内にとどめ、地下遺構に影響を与えないものとする。

高木植栽については、保護盛土により樹木の根による遺構の破壊を防ぐものとする。

(3) 史跡指定地周辺の保存管理

史跡周辺は、農業振興地域、市街化調整区域、市街化区域の3つの区域に分けられる。

農業振興地域

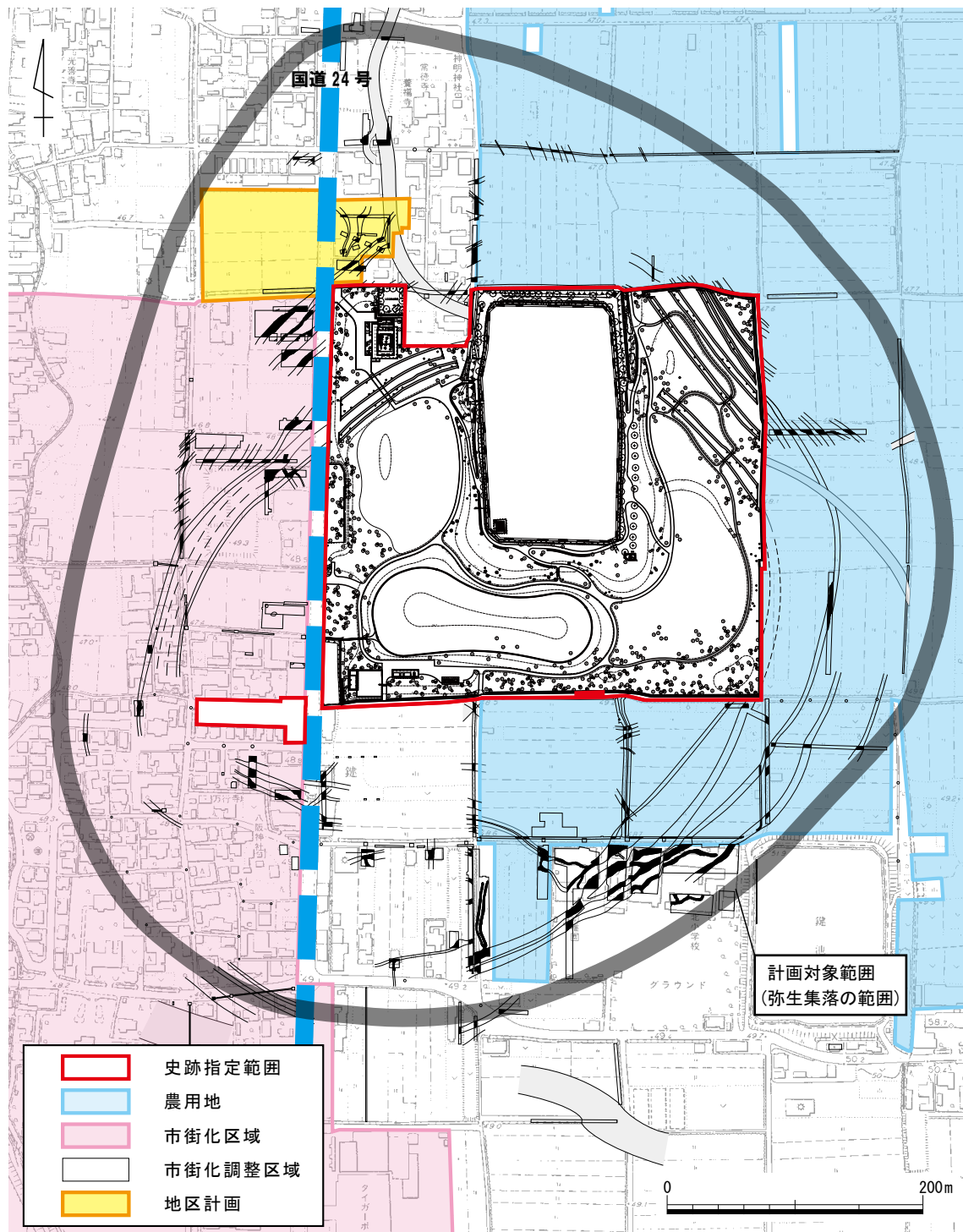
- ・ 農業振興地域については、長期にわたり土地の利用形態が変わることはない。
- ・ 整備される公園から東の山並みを望む景観は、唐古・鍵遺跡にとって重要なものであり、前面の農地も遺跡の価値を構成する要素のひとつとして、その景観を適切に保全していく。

市街化調整区域

- ・ 開発行為が制限されている区域であり、基本的に地下遺構は保護されている状態にある。今後何らかの開発行為がなされる場合は、遺構の保護はもちろん、史跡周辺にふさわしい景観とすべく適切な誘導が必要となる。

市街化区域

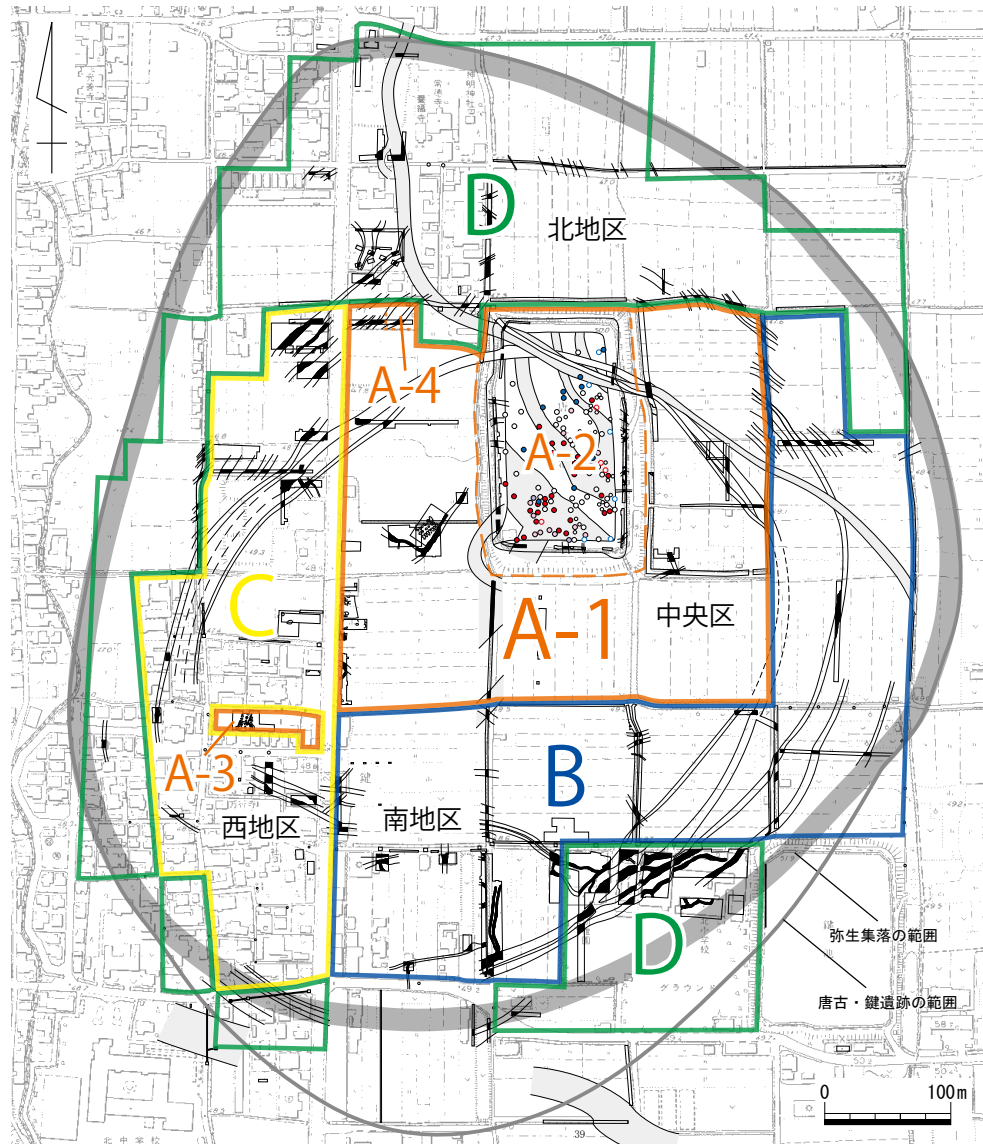
- ・ 開発行為が生じた場合は、文化財保護法および奈良県の基準により届け出が義務付けられており、適切に対応していくことが必要となる。
- ・ 国道24号沿いの景観については、史跡周辺の景観として適切な保全に取り組んでいく。



第 5-2 図 史跡指定地および指定地周辺のエリアを示す図

(4) 地区の設定と基本方針

保存管理を検討するにあたって、遺構の密度と取扱基準等を考慮した地区の設定を示す。



第5-3図 史跡地区・遺跡内(A～D地区)

a. 史跡地

- ・ A地区：史跡指定地を中心とした地区。現状変更等の取扱基準による。A地区については、土地所有者や地区を考慮し、A-1～A-4地区に細分する。

b. 遺跡内

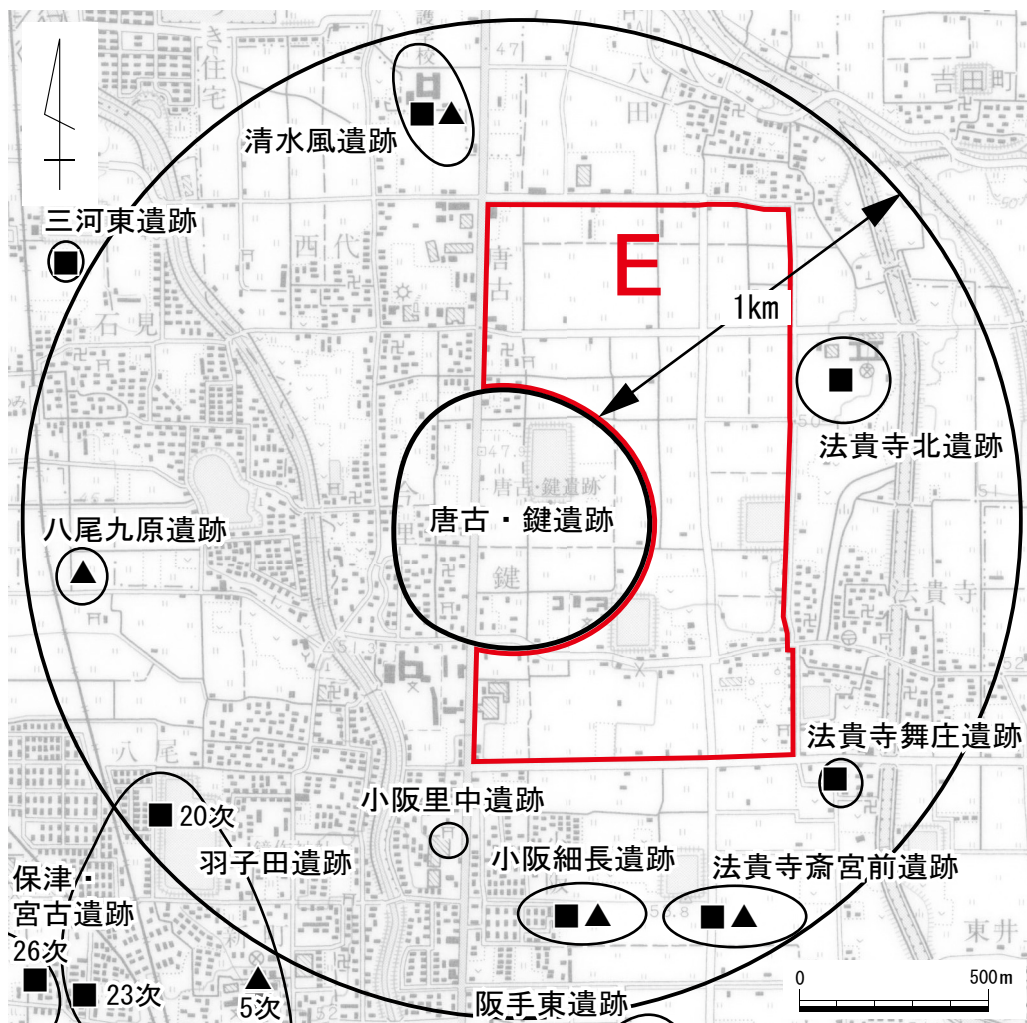
- ・ B地区：大環濠より内部を中心とした地区で、遺跡整備において復元された環濠の延長部分にあたる環濠遺構を含む地区。遺跡整備地と一体的に保存すべき地区で、将来的に追加指定が望まれる。
- ・ C地区：大環濠より内部であるが、市街化が進行している国道の西側にあたり、開発時には開発者との調整が必要な地区。発掘調査で重要遺構が検出された場合は、保存協議が必要となる。

- ・ D地区：集落の外郭部分にあたり、遺構密度が希薄な地区。遺跡保存、景観を考慮しながら開発もあり得る。

ただし、C、D地区については、開発に際して地下遺構に影響を与えないよう協力を求める。

c. 遺跡外

- ・ E地区：遺跡外であるので、文化財保護上の措置は必要がない地区。本管理計画では集落部分にあたる地域を対象にしているため、集落の生産域や墓域については触れないが、将来、唐古・鍵遺跡の構成要素を考える上で発掘調査等が今後、学術的に必要となる地区。現在、唐古・鍵遺跡の衛星集落あるいは墓域と推定される遺跡は、清水風遺跡や法貴寺北遺跡などがあり、唐古・鍵遺跡からは半径1kmのエリアで展開している。このため、これら遺跡までの範囲で、今後、研究展開ができる地区とする。



第5-4図 遺跡外（E地区）

(5) 史跡の追加指定の方針

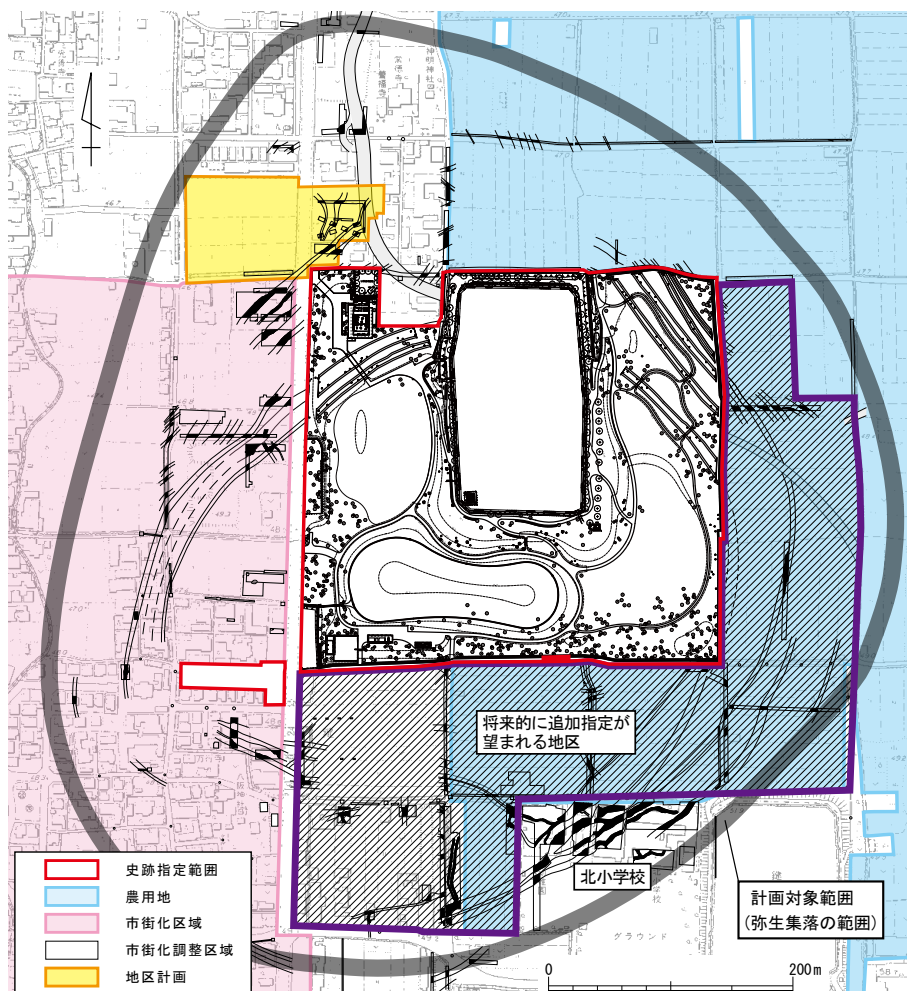
現在の史跡指定地は遺跡全体の一部であり、史跡指定地外地区については地権者等関係者の理解と協力のもと、史跡の追加指定を推進していく。また地権者との協議と同意の上で公有化を図り、史跡指定地で整備される公園での利用や活動状況に応じて整備の充実を図る。

a. 遺跡の全体像に関わる追加指定（B地区）

- 唐古・鍵遺跡の特徴である環濠遺構が埋蔵されている区域は、唐古・鍵遺跡の広がりを認識していく上で重要な区域である。特に公園で復元整備される環濠部と連続する区域は、優先的に史跡指定をおこない一体的に保護していくことが望ましい。また最終的には公有化を図り、環濠を復元整備し遺跡の広がりが見えるようになることを目指していく。その面積は、約 93,300 m²（里道・水路除く）182 筆である。

b. 市街化区域における追加指定（C地区）

- 遺跡は、国道 24 号によって東側が史跡公園、西側が市街化区域として分断され、遺跡としての一体感は薄い。第 74 次調査地が史跡地となっており、周辺の発掘調査により重要遺構が検出された場合は、遺跡保護の点から随時追加指定していく。



第 5-5 図 追加指定が望まれる地区図

2. 史跡地の現状変更等の取扱方針・基準とその周辺の取扱方針

(1) 史跡地（A地区）の現状変更等の取扱方針・基準

史跡指定地においては、文化財保護法第125条の規定により、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官あてに田原本町教育委員会を通じて現状変更等許可申請書を提出して許可を得なければならない。

史跡指定地の大部分を占める公園部分は、「田原本町唐古・鍵遺跡整備委員会」に諮りながらその都度、現状変更等許可申請をおこない、平成30（2018）年3月完成に向けて整備工事が進められている。整備が完了するまでの期間と整備完了後の現状変更等の内容は大きく異なるので、分けて示す。

a. 公園部分の史跡地（整備完了までの間）

主な構造物としては、農業関係の水路や溜池施設、遺跡見学用の駐車場関係施設がある。これらのうち、農業関係施設は、既に公園整備に伴い移設・再整備されたものが多い。駐車場関係施設は全面撤去されることになる。唐古池及び北西側堤防付近は、公園整備後も使用できるものは現状を維持することとする。また、絵画土器をもとに復元した楼閣については、本来、公園整備では除くべきものであるが、既に遺跡のシンボルとして浸透しているためその効果は大きく、復元整備ゾーン的一端に位置することから、現状のまま活用するものとする。今後、発掘調査で楼閣状遺構が確認された場合は、検討を加えながらその位置に移設するものとする。史跡地内の電柱については、地下埋設を図る。

b. 公園部分の史跡地（整備後）

公園整備後では、公園管理及び運営上、建築物・公園施設の設置や改修、撤去等、給排水管等の設備、農業関係水路等の改修、樹木の伐採（伐根）等が予想される行為としてあげられ、現状変更等の許可申請が必要となる。

c. 公園以外の史跡地

公園以外の史跡地としては、公園北西部に隣接する私設公園（316 m²）と国道24号の西側の大型建物跡地（第74次調査を含む8筆と里道・1,897.81 m²）の2ヶ所がある。私設公園は私有地であるが、ほぼ現状のままの使用が予想される。

国道西側の指定地は、元は水田等であったが、周囲が住宅地となりほぼ同レベルまで盛土（約1.2 m）されている。また、一部フェンスで囲まれている部分や道路界部分で擁壁が立ち上がっている部分もある。大半は公有化されており、第6章で後述するように公園整備の方向で検討しその中での現状変更等が想定される。

(2) 史跡地周辺（B～D地区）の取扱方針

史跡地以外の取扱方針は、第5-3表 追加指定対象地の取扱方針、第5-4表 史跡指定地周辺の埋蔵文化財包蔵地の取扱方針 による。

第5-2表 史跡指定地の取扱方針・基準（公園整備後）

発掘調査		取扱方針		
発掘調査等学術調査のための必要な行為		史跡地でなされる必然性がある行為であり、かつ史跡を構成する地下遺構等本質的価値の保存を前提として、必要最小限の規模に留めるものとする。		
地区	構成要素	取扱方針	発掘調査	土地所有
A 1	公園整備施設：	・史跡の保存、活用を目的とする公園整備にあたっては、事前協議により現状変更等の内容を確認し、可否を判断する。 ・整備後の各施設の現状変更等の取扱いについては下記に示す。	未調査地については、遺跡の内容究明のための発掘調査を必要に応じて実施する。現状変更等は、確認、立会、調査等を実施する。	町
	造成地形	・地形の変更は認めないが、雨水管理上問題があれば排水機能を満たすための変更は認める。		
	工作物 園路、木道、案内サイン、擁壁、手摺、車止め	・維持管理上必要な補修等軽微な行為以外は現状変更等を認めない。 ・補修による色彩の変更は史跡としてふさわしいかどうかにより判断する。		
	建築物 遺構展示施設、四阿、便所、倉庫	・維持管理上必要な改修以外の新築、増築は認めない。 ・補修による色彩の変更は史跡としてふさわしいかどうかにより判断する。		
	埋設設備 雨水排水、電気、給水、污水	・維持管理上必要な補修等軽微な行為以外は現状変更等を認めない。 ・地下埋設管等埋設物の改修にあたっては、遺構に影響を与えないものとする。		
	植栽 高木、中低木、地被	・樹木の伐採、補植は、史跡の価値を保全するために必要なもの以外は認めない。		
	農業施設：用水路	・維持管理上必要な補修等軽微な行為以外は現状変更等を認めない。		
	町道・里道：舗装	・地下構造物の改修にあたっては、遺構に影響を与えないものとする。		
	その他	・現在、指定地西端沿いに南北に走る国道24号については、今後の交差点等の改修にともない道路構造令上、史跡地内への道路幅員や歩道設置が必要となる場合もある。そのため地下遺構等に影響を及ぼさないことや、史跡境界を明示すること等を条件に、当分の間の措置として設置を許容するものとする。将来、国道や史跡隣接地の状況が変化し、指定地外への移設の条件が整い次第、原状に復するものとする。 ・道路横断施設である横断歩道橋、地下道はこれを認めない。 ・占有物である電柱を所有者の協力により地下埋設する場合は、地下遺構に影響を与えない構造とする。 ・災害時の緊急避難的な対応として、救援物資の中継所や緊急避難の仮設的な場所として一時的に対処することを許容するものとする。将来、復旧した場合は速やかに撤去するものとする。		

地区	構成要素	取扱方針	発掘調査	土地所有
A 1 2	唐古池 (農業用ため池)	- 池底の浚渫、既存施設（擁壁ブロック等）の改修など維持管理上必要な行為等については、内容により可否を判断する。 - 公園整備に伴う現状変更等に関しては、その内容により可否を判断する。 - 護岸の改修にあたっては、遺構に影響を与えないものとし、同時に史跡の景観にも配慮したものとなるよう所有者の協力を得る。	—	民有地
A 1 3	宅地等 (大型建物跡)	- 地下遺構を保存する。 - 保存整備、活用を目的とする現状変更等以外は認めない。	—	町・民有地
A 1 4	私設庭園：記念碑 植栽 擁壁	- 現状維持を原則とする。 - 公園整備に隣接する区域であり、公園整備と一体となって史跡の保存、活用を目的とする以外の現状変更等は認めない。	—	民有地

第5-3表 追加指定対象地の取扱方針

地区	構成要素	取扱方針	発掘調査	土地所有
B	・居住遺構、青銅器工房跡、環濠遺構が確認されており、史跡の全体像を把握するには重要な区域であり、追加指定への協力を求める。		必要に応じて遺構確認のための発掘調査を実施する。	民有地
	農用地： 田畑、農道、用水路	- 農業振興地域であり、基本的に開発行為が抑制されている区域である。 - 農業施設の維持管理などのための改修がされる場合は、遺構に影響を与えることのないように所有者の協力を求める。		
	市街化調整区域： 宅地、店舗、農業用倉庫、田畑等	- 市街化調整区域であり、宅地、店舗、倉庫、資材置き場、田畑等となっている。 - 開発行為や維持管理などのための計画が立案された場合は、遺構に影響を与えることのないように所有者の協力を求める。 - 開発行為等により土木工事が発生する場合は、「文化財保護法」93条、94条による届出により遺構に対する影響について協議し、「奈良県の埋蔵文化財取扱基準」などにより発掘調査、工事立会・慎重工事の指示をおこなう。		

第5-4表 史跡指定地周辺の埋蔵文化財包蔵地の取扱方針

地区	構成要素	取扱方針	発掘調査	土地所有
C	・大環濠の内側の遺跡区域であり、重要な遺構や遺物が包蔵されている可能性が高い区域である。		必要に応じて遺構確認のための発掘調査を実施する。	民有地
	市街化区域： 国道、町道他、宅地、店舗、寺社等	・市街化区域であり宅地が多くを占め、国道 24 号沿いに店舗が展開している。 ・開発行為等により土木工事が発生する場合は、「文化財保護法」93 条、94 条による届出により遺構に対する影響について協議し、「奈良県の埋蔵文化財取扱基準」などにより発掘調査、工事立会・慎重工事の指示をおこなう。 ・重要な遺構が検出された場合は、現状保存を視野に入れて協議をおこなう。 ・史跡指定地に隣接しているため、建築物、工作物の形態、色彩のほか国道 24 号沿いの店舗等による広告、看板類については史跡の景観に配慮したものとなるよう、協力を求める。		
地区	構成要素	取扱方針	発掘調査	土地所有
D	・環濠の外部周縁にあたる遺跡区域であり、重要な遺構や遺物が包蔵されている可能性が低い区域である。		必要に応じて遺構確認のための発掘調査を実施する。	民有地
	農用地： 田畑、農道、用水路	・農業振興地域であり、基本的に開発行為が抑制されている区域である。 ・農業施設の維持管理などのための改修等がされる場合は、遺構に影響を与えることのないように所有者の協力を求める。		
	市街化調整区域： 国道、町道他、宅地、店舗、寺社、小学校、幼稚園等	・開発行為等により土木工事が発生する場合は、「文化財保護法」93 条、94 条による届出により遺構に対する影響について協議し、「奈良県の埋蔵文化財取扱基準」などにより発掘調査、工事立会・慎重工事の指示をおこなう。 ・重要な遺構が検出された場合は、現状保存を視野に入れて協議をおこなう。 ・史跡指定地に隣接しているため、建築物、工作物の形態、色彩のほか国道 24 号沿いの店舗等による広告、看板類については史跡の景観に配慮したものとなるよう、協力を求める。		
	市街化区域： 宅地等			
	地区計画地			